総合評価落札方式（建築施工計画評価型）試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、まちづくり部が発注する建築工事又は建築設備工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事の入札に適用して施工計画を評価する方式（以下「総合評価落札方式（建築施工計画評価型）」という。）を試行する際に必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　総合評価落札方式（建築施工計画評価型）によって入札を行うことができる工事は、契約予定金額７千万円以上の建築工事又は１千５百万円以上の建築設備工事のうち、次のいずれかに該当するものとする。

(1)　技術力の差異が工期や工事目的物の品質等に影響すると考えられる工事のうち、技術的工夫の余地が比較的小さい工事であり、入札者の施工能力と入札価格を総合的に評価して落札者を決定することが妥当と認められる工事

(2)　その他契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第２条第８号に定める者をいう。以下同じ。）が特に必要と認める工事

（落札者決定基準）

第３条　総合評価落札方式（建築施工計画評価型）による入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次条から第６条までに定めるところによる。

（評価基準）

第４条　総合評価落札方式（建築施工計画評価型）は、公募型一般競争入札又は制限付き一般競争入札の入札方式によって実施することとし、別表「評価基準（建築施工計画評価型）」に定める評価基準を適用する。

（評価の方法）

第５条　評価は、次の算定式によって得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝技術評価点／入札価格（単位：億円）

＝（標準点（90点）＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格（単位：億円）

２　施工体制評価点及び加算点は、前条で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、３分の１を乗じて得た数値（小数点以下第４位四捨五入）とする。

（落札者決定の方法）

第６条　契約担当者は、入札参加資格を満たす者のうち次の全ての要件に該当する者について、前条の規定に基づく評価値の最も高い者を落札者とする。

(1)　第４条に規定する評価基準を適用して各入札参加者の得点を決定するために提出を求める資料（以下「技術資料」という。）の審査において、「契約に適合した履行ができない」に該当し、適切と認められないものがないこと。

(2)　入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。

(3)　低入札価格調査対象工事の入札において入札価格が調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格が失格基準価格以上であり、当該入札価格で工事の適正な履行を確保することができると認められること。

２　評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじ引きによって決定するものとする。

（学識経験者の意見聴取）

第７条　契約担当者は、落札者決定基準を適用するに当たっては、あらかじめ２人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴くものとする。

２　契約担当者は、学識経験者の意見を踏まえ、必要があると認める場合は、落札者決定基準を修正するものとする。

３　契約担当者は、第１項の規定に基づく意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについても意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合は、前条の規定に基づく当該落札者を決定しようとするときに学識経験者の意見を聴くものとする。

（技術審査会の設置）

第８条　契約担当者は、次の業務を行うため、別に定めるところによって技術審査会を設置する。

(1)　総合評価落札方式（建築施工計画評価型）によることの適否

(2)　落札者決定基準の決定

(3)　技術資料に関する評価の審査

(4)　技術資料の記載内容が履行できない場合のペナルティの決定

（入札参加者への周知）

第９条　契約担当者は、入札参加者に対し入札公告又は入札説明書（以下「入札公告等」という。）によって次の各号を周知するものとする。

(1)　総合評価落札方式（建築施工計画評価型）を採用していること。

(2)　技術資料を提出すること。

(3)　第４条に規定する評価基準に基づく評価項目及びその配点に関すること。

(4)　落札者の決定方法

(5)　技術資料の記載内容の担保

(6)　総合評価に関する審査結果が公表されること。

(7) 評価項目の得点に係る照会ができること。

（技術資料の提出）

第10条　入札参加者は、第１回目の入札に際し、入札公告等に定める全ての技術資料を提出しなければならない。

２　全ての技術資料の未提出者又は白紙提出者の行った入札は無効とする。

３　入札参加者から提出された技術資料の再提出又は修正は、原則として認めない。

４　再度の入札を行う場合は、第１回目の入札に際し提出された技術資料に基づき入札を行う。また、不落随契に際して見積書を提出する場合も同様とする。

５　施工計画については、主任技術者又は監理技術者として従事する予定の配置予定技術者が自ら作成するものとする。

なお、配置予定技術者が複数ある場合は、その中の１名が作成し、全ての配置予定技術者に周知した上で提出すること。

（追加資料の提出意思確認）

第11条　全ての入札参加者は、第１回目の入札に際し、入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上（失格基準価格を設定しない場合においては、調査基準価格未満。以下同じ。）であった場合の追加資料の提出意思について、技術資料によって申告すること。

（追加資料の提出対象者）

第12条　契約担当者が施工体制を審査するための追加資料の提出対象者は、以下のとおりとする。

(1) 入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、前条に基づく追加資料の提出意思がある者は、第13条に定める追加資料を提出しなければならない。

(2) 入札価格が調査基準価格未満かつ失格基準価格以上の者のうち、前条に基づく追加資料の提出意思がない者の入札は無効とする。

(3) 入札価格が予定価格の制限の範囲内で調査基準価格以上の者は、追加資料の提出は不要とする。

(4) 入札価格による追加資料提出の要否は、開札後、保留通知書にて通知する。

（追加資料の提出）

第13条　追加資料の提出対象者は、契約担当者が指定する日までに、次に掲げる追加書類を持参により、提出しなければならない。追加資料は、まちづくり部低入札価格調査制度取扱要領第７条で定める低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）において、提出が必要な資料と一部重複する。

(1) 下請予定業者等一覧表（様式４－１号）

(2) 配置予定技術者名簿（様式５－１号）

(3) 資材購入予定先一覧（様式８－２号）

(4) 機械リース元一覧（様式９－２号）
(5) 労務者の確保計画（様式10号）
(6) 工種別労務者配置計画（様式10－１号）
(7) 建設副産物の搬出地（様式11号）
(8) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式11－１号）
(9) 施工体制台帳（様式13号）
(10)品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式19－１号）
(11)品質確保体制（品質管理計画書）（様式19－２号）
(12)品質確保体制（出来形管理計画書）（様式19－３号）
(13)安全衛生管理体制（安全衛生教育等）（様式20－１号）
(14)安全衛生管理体制（点検計画）（様式20－２号）
(15)その他契約担当者が必要と認める事項に関するもの

２　追加資料の全部若しくは一部を提出しない者又は白紙で提出した者の行った入札は無効とする。

３　第11条に定める追加資料の提出意思確認において、追加資料を提出すると申告したにもかかわらず、意図して追加資料の提出を行わない等、不誠実な行為を繰り返した者は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする場合がある。

４　提出対象者から提出された追加資料の再提出又は修正は、原則として認めない。

５　開札の日の翌日から起算して２日以内（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）に提出すること。

（技術資料等の審査）

第14条　契約担当者は、次の各号に掲げるところによって技術資料等の審査を行うものとする。

(1) 第５条の規定に基づく評価値を決定するに当たっては、予定価格超過者並びに失格基準価格未満等によって失格となった者及び第11条に基づく追加資料の提出意思がない等によって無効となった者を除く入札参加者について、次に定める技術評価点（標準点と施工体制評価点と加算点の合計値）に基づき、評価値を算定する。

ア　施工体制評価点及び加算点（施行計画）は、入札参加者の技術資料を確認して順位付けし、上位１社に最高点を付与する。２位以下及び入札参加者の入札価格が調査基準価格未満の場合は、次点又は最低点とする。

イ　加算点（施行計画を除く）は、入札参加者の技術資料を確認し、算定する。

(2) (1)の規定に基づく評価値について、技術審査会の審議によって技術評価点を確定し、評価値を算定する。

２　技術資料等の記載事項によって加点することができないと明確に判断できる評価項目の取扱については、契約担当者の判断による。また、技術資料等の一部が未提出又は白紙であり、契約担当者が審査できないと明確に判断できる評価項目がある場合は、当該評価項目の最低点とする。

３　契約担当者は、技術資料等の内容について疑義がある場合は、必要に応じて技術資

料等の記載事項に関するヒアリングを行うことができる。また、その結果、補足の資料提出を求めることができる

４　技術資料等に虚偽の記載をした者の入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし、無効とする。

（落札者の決定通知及び公表）

第15条　落札結果の通知は、落札決定後、速やかに行う。

２　入札参加者は、前項の通知された日の翌日から起算して５日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に、自らの評価項目の得点に係る説明を様式１号によって照会することができる。

３　契約担当者は、前項の照会があった場合は、様式２号によって評価項目ごとの得点を回答するものとする。ただし、不調等によって再度入札手続を行う必要がある場合は回答しない。

４　契約担当者は、落札決定後、兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、次の項目を落札決定日の翌日までに公表する。

(1) 評価値

(2) 施工計画、企業の施工能力、配置予定技術者の技術力、地域建設業者の育成及び施工体制の確保の各評価区分の得点（各評価項目の合計点）

（技術資料の記載内容の担保）

第16条　技術資料は設計図書に相当するものとして取り扱い、加点の有無に関わらず全ての記載事項に対して履行義務が生じる。ただし、監督員との協議により、履行の必要がないと認められる場合については、この限りでない。

２　受注者は、技術資料の記載事項に対する履行状況について適切な時期に監督員の確認を受けること。

３　受注者の責によって技術資料の記載内容が履行できない場合は、工事成績評定点を減じる。ただし、受注者の契約担当者に対する書面による申出によって、技術資料の記載内容が履行できなかった原因が現場条件の変更や天候不良等の不測の事態によるもので、受注者の責によるものではないと認められる場合は、工事成績評定点の減点は行わない。

４　契約担当者は、その違反によって契約の目的を達成できないと認められる場合は、契約を解除することがある。

５　技術資料等に虚偽の記載があった場合又は受注者の責によって、技術資料の記載内容が履行できない評価項目数が多数に及ぶ場合は、兵庫県指名停止基準の適用対象とする。

（技術資料に関する機密の保持）

第17条　契約担当者は、技術資料の記載内容が提案者以外の者に知られることのないように取り扱う。ただし、落札者の提案内容については、その概要について公表する場

合がある。

（その他）

第18条　契約担当者は、この要領の執行に関して疑義が生じた場合は、技術審査会において審議の上、対応するものとする。

附　則

この要領は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年２月３日から施行する。

附　則

この要領は、令和８年７月16日から施行する。

別表（第４条関係）

「評価基準（建築施工計画評価型)」

<table>
<tr><td colspan="6">施工体制評価点</td></tr>
<tr><td>評価区分</td><td>評価項目</td><td>配点</td><td colspan="2">評価方法</td><td>得点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">施工体制の確保</td><td rowspan="3">品質確保の実効性
注１）</td><td rowspan="3">15 点</td><td>工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合（コンプライアンス、安全体制を対象として上位１社を選定）</td><td>15 点</td><td rowspan="5">／30 点</td></tr>
<tr><td>工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合（コンプライアンス、安全体制を対象）</td><td>５点</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施工体制確保の確実性
注２）</td><td rowspan="2">15 点</td><td>工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合（下請会社の体制、工事費内訳書、資材・労務の調達計画を対象とし、上位１社を選定）</td><td>15 点</td></tr>
<tr><td>工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合（下請会社の体制、工事費内訳書、資材・労務の調達計画が対象）</td><td>５点</td></tr>
<tr><td colspan="2">施工体制評価点合計</td><td>30 点</td><td colspan="2"></td><td>／30点</td></tr>
<tr><td colspan="6">加算点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">施工計画</td><td rowspan="3">「施工上配慮すべき事項」の適切性　注３）

・施工上の配慮事項
・検討事項とその理由
・検討事項に対する施工計画</td><td rowspan="3">21 点</td><td>配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて重要な項目が記載されており、それに対する工夫が適切である（上位１社を選定）</td><td>21 点</td><td rowspan="4">／最大25 点</td></tr>
<tr><td>配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえた項目が記載されており、それに対する工夫が適切である</td><td>12 点</td></tr>
<tr><td>特に優れた工夫なし</td><td>０点</td></tr>
<tr><td>「工程表」の適</td><td>４点</td><td>施工計画の提案等を反映した工夫があ</td><td>４点</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>切性　注４）
・工程表</td><td></td><td colspan="3">る（上位１社を選定）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">仕様どおりに施工できる</td><td>０点</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="12">企業の施工能力</td><td rowspan="2">同種工事の施工実績　注５）</td><td rowspan="2">１点</td><td colspan="3">実績がある</td><td>１点</td><td rowspan="12">／最大
７点</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績がない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="10">工事成績
注６）</td><td rowspan="10">３点</td><td colspan="4">申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する</td></tr>
<tr><td rowspan="5">工事１件当たりの得点
（４件）</td><td>85 点以上</td><td>0.750 点/件</td></tr>
<tr><td>80 点以上、85 点未満</td><td>0.600 点/件</td></tr>
<tr><td>75 点以上、80 点未満</td><td>0.450 点/件</td></tr>
<tr><td>70 点以上、75 点未満</td><td>0.300 点/件</td></tr>
<tr><td>70 点未満、該当工事なし</td><td>0.000 点/件</td></tr>
<tr><td rowspan="5">社会貢献点数
注７）</td><td rowspan="5">３点</td><td colspan="3">100 点以上</td><td>3.0 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">80 点以上　100 点未満</td><td>2.3 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">60 点以上　80 点未満</td><td>1.6 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">40 点以上　60 点未満</td><td>0.9 点</td></tr>
<tr><td colspan="3">40 点未満</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="11">配置予定技術者の技術力
注８）</td><td rowspan="2">同種工事の施工実績　注９）</td><td rowspan="2">１点</td><td colspan="3">実績がある</td><td>１点</td><td rowspan="11">／最大
６点</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績がない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">工事成績
注 10）</td><td rowspan="9">２点</td><td colspan="4">申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する</td></tr>
<tr><td rowspan="7">工事１件当たりの得点
（２件）</td><td colspan="2">①主任（監理）技術者、専任補助者又は現場代理人として従事した工事</td></tr>
<tr><td>85 点以上</td><td>1.000 点/件</td></tr>
<tr><td>80 点以上、85 点未満</td><td>0.750 点/件</td></tr>
<tr><td>75 点以上、80 点未満</td><td>0.500 点/件</td></tr>
<tr><td>70 点以上、75 点未満</td><td>0.250 点/件</td></tr>
<tr><td colspan="2">②従事役職を問わず、70 点未満、該当工事なし</td><td>0.000 点/件</td></tr>
<tr><td rowspan="2">継続学習(CPD)の取組状況
注 11）</td><td rowspan="2">３点</td><td colspan="3">推奨単位以上の取得実績がある</td><td>３点</td></tr>
<tr><td colspan="3">推奨単位以上の取得実績がない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td rowspan="4">地域建設業者の育成</td><td rowspan="2">地域精通度
（本店所在地）
注 12）</td><td rowspan="2">１点</td><td colspan="3">本店の所在地が指定地域内にある</td><td>１点</td><td rowspan="4">／最大
３点</td></tr>
<tr><td colspan="3">本店の所在地が指定地域内にない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td>県内企業の下請負人活用状況　注 13）</td><td>２点</td><td colspan="3">下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり全て自社施工する</td><td>２点</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">上記に該当しない</td><td>０点</td></tr>
<tr><td colspan="2">加算点合計</td><td>41 点</td><td colspan="4"></td><td>／
41 点</td></tr>
</table>

注１）「品質確保の実効性」は、入札価格の範囲内において、どのように工事の品質確保のための体制づくりを行い、それが契約内容に適合した履行の確実性の向上につながるかについて（様式２－１号）に記載する。（コンプライアンス、安全体制が対象）

(1) 入札価格が調査基準価格以上で、入札書と同時に提出された施工上の留意事項に関する技術的所見等（以下「技術的所見」という。）の内容により、契約内容に適合した履行がより確

実に実現できると認められる場合は15点を加点する。（上位１社とする）

(2) 入札価格が調査基準価格以上で、「技術的所見」の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合は５点を加点する。

(3) 入札価格が調査基準価格未満である場合は、工事品質確保について契約内容に適合した履行が確実に実現されないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認められる場合に限り５点を加点する。

【審査項目】

①建設副産物の受入れ、過積載防止等の法令遵守の対応を確実に行うことが可能と認められるか（様式11 号、様式11－１号）

②安全確保の体制が構築されると認められるか（様式20－１号、様式20－２号）

③その他工事の品質確保のための体制が構築されると認められるか（様式19－１号、様式19－２号、様式19－３号）

注２）「施工体制確保の確実性」は、入札価格の範囲内において、品質確保のための体制のほか、どのように施工体制づくりを行い、それが契約内容に適合した履行の確実性の向上につながるかについて（様式２－２号）に記載する。（下請会社の体制、工事費内訳書、資材・労務の調達計画が対象）

(1) 入札価格が調査基準価格以上で施行体制の内容により、契約内容に適合した履行がより確実に実現できると認められる場合は15点を加点する。（上位１社とする）

(2) 入札価格が調査基準価格以上で、施行体制の内容により、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合は５点を加点する。

なお、契約内容に適合した履行が確実に実現できると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

・工事費内訳書に記載された金額の内訳が予定価格の内訳の直接工事費の75%、共通仮設費の70%、現場管理費の70%、一般管理費の30%の価格未満になる項目がない場合など（「直接工事費」等の項目は最低制限基本価格等の算定式における県の積算の取扱いによる）

(3) 入札価格が調査基準価格未満である場合は、施工体制確保について契約内容に適合した履行が確実に実現されないこととなるおそれがあることから、下記の項目に関する体制が構築されると認める場合に限り５点を加点する。

【審査項目】

①下請会社、担当工種、工事費内訳書等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式４－１号、様式13号）

②施工計画を実施するための資機材の調達、労務者の確保計画等を勘案し、施工体制が確実に構築されると認められるか（様式８－２号、様式９－２号、様式10 号、様式10－１号）

③配置予定技術者が必要な資格を有しており、その配置が確実と認められるか（様式５－１号）

注３）「施工上配慮すべき事項」は、施工計画を策定する際の現地の状況等を踏まえた「施工上の配慮事項」、「検討事項とその理由」及び「検討事項に対する施工計画」を（様式２－３号）に簡潔に記載する。

契約担当者が指定する課題がない場合は、入札参加者自らが工事の制約となる技術的な課題を整理し記載すること。

また、契約担当者は、必要に応じて記載事項及び設計図書に示す工程上の要件等を踏まえた工程表を評価することができる。（最高点は上位１社に付与する）

受注者は、提案した施工計画（工程表含む）は、加点の有無に関わらず全ての提案について、施工計画書に記載の上、監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認

を受けることを要件とする。ただし、監督員との協議により、仕様どおりの品質確保が期待できないなど履行の必要がないと認められる提案については、この限りではない。

「施工上の配慮事項」は、当該工事を円滑かつ的確に実施するに当たり、現地の環境条件を踏まえた工事の制約となる技術的な課題を整理し、特に重要と思われる配慮すべき事項を記載すること。

「検討事項とその理由」は、「施工上の配慮事項」に対する検討事項とその理由を記載すること。

「検討事項に対する施工計画」は、「検討事項とその理由」で記載した検討事項に対する施工計画を記載すること。

注４）「工程表」は、「施工上の配慮事項」、「検討事項と理由」及び「検討事項に対する施工計画」で記載した内容を踏まえた全体工程表を作成し、工程の考え方を簡潔に記載すること。

「施工上の配慮事項」、「検討事項と理由」及び「検討事項に対する施工計画」で記載した内容を踏まえた全体工程表を作成し、工程の考え方を（様式３号）に簡潔に記載すること。

全体工程表は、入札説明書に示す日を契約日と想定した契約工期を踏まえて作成すること。余裕期間を含む場合は、その期間を明記すること。

準備、後片付け、工事完了検査については契約工期内に含めるものとし、各工程の期間を明記するとともに、あらかじめ設計図書に示された工程上の要件（既存施設の利用、部分使用、その他工程調整に係る事項を含む。）について、工夫をもって反映すること。

「施工上配慮すべき事項」に記載された提案内容が工程表に反映されていない場合は、加点なしとする。（最高点は上位１社に付与する）

注５）「同種工事の施工実績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中の入札参加申込期限日までに完成し、引渡しが完了した、国、地方公共団体等（※１）が発注した同種工事を元請（※２）として施工した実績（※３）とする。

なお、入札参加資格に施工実績を求める場合は、「同種工事の施工実績」を評価項目としない。

（※１）国、地方公共団体又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第42条に規定する法人をいう。

（※２）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。

（※３）鉄道関連事業等で、施工上のやむを得ない理由によって兵庫県から受託した者が受注した工事を再発注した工事を含む。

注６）「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近８年間（入札参加申込期限日が４月１日から６月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近８年間）に完成し、引渡しが完了した、兵庫県等（※１）又は公社等（※２）が発注した該当工種の工事（※３）を、元請（※４）として施工した工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものから、最大４件まで加点する。

（※１）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

（※２）(公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、阪神高速道路㈱、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人水資源機構

施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。

平成30 年７月１日以降に完成し、引渡しが完了したものに限る。

（※３）入札参加者が自らの工事成績評定結果を有しない工事は評価の対象外とする。
　また、対象工事については、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが判断できる場合に限り加点する。
　なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。
（※４）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20 パーセント以上のものに限る。

注７）「社会貢献点数」は、入札参加申込期限日において有効な兵庫県の建設工事入札参加資格者名簿（個票）に登載されている該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数から、技術評価数値の「工事成績」欄に登載された該当工種の点数を減じた数値とする。ただし、該当工種が技術評価数値の「工事成績」欄に登載されていない工種である場合は、該当工種の「技術・社会貢献評価数値の合計」の点数とする。
　なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。

注８）「配置予定技術者の技術力」は、技術資料に記載されている主任技術者又は監理技術者として配置予定の３名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者によって評価する。ただし、工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者については、主任技術者又は監理技術者として配置予定の３名以内の者のうち、得点の合計が最も低い者の比較対象から除く。
　全て又は一部の配置予定技術者（工場製作のみが行われる期間における配置予定技術者を除く。）が契約締結までに、配置予定技術者に対する入札参加資格要件のいずれかに該当しないことが明らかな場合は、「契約に適合した履行ができない」ものとし、欠格とする。

注９）「同種工事の施工実績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近15年間及び年度中の入札参加申込期限日までに完成し、引渡しが完了した、国、地方公共団体等（※１）が発注した同種工事を元請（※２）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績（※３）とする。
　なお、入札参加資格に施工実績を求める場合は、「同種工事の施工実績」を評価項目としない。
（※１）国、地方公共団体又は建設業法施行令第42条に規定する法人をいう。
（※２）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20パーセント以上のものに限る。
（※３）鉄道関連事業等で、施工上のやむを得ない理由によって兵庫県から受託した者が受注した工事を再発注した工事を含む。

注10）「工事成績」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近８年間（入札参加申込期限日が４月１日から６月30日までの間の場合は、入札参加申込期限日の前々年度以前の直近８年間）に完成し、引渡しが完了した、兵庫県等（※１）又は公社等（※２）が発注した該当工種の工事（※３）を、元請（※４）の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（※５）として契約工期の全期間（※６）に従事した工事における工事成績評定点とし、工事実績情報サービス（コリンズ）に登録され、各発注機関の工事成績評定結果を有するものから、最大２件（※７）まで加点する。
（※１）兵庫県、神戸市、近畿地方整備局
　施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
（※２）(公財)兵庫県まちづくり技術センター、兵庫県土地開発公社、兵庫県道路公社、兵庫県住宅供給公社、近畿農政局、西日本高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱、阪神高速道路㈱、地方共同法人日本下水道事業団、独立行政法人水資源機構
　施工場所の全部又は一部が県内にあるものに限る。
　平成30 年７月１日以降に完成し、引渡しが完了したものに限る。

（※３）入札参加者が自らの工事成績評定結果を有しない工事は評価の対象外とする。
　また、対象工事については、コリンズ等によって、該当工種に分類されることが判断できる場合に限り加点する。
　なお、該当工種は、入札公告に示す工種とする。ただし、建築工事については、①新築、②改修・修繕・模様替え等、③耐震補強のうち指定するものとする。
（※４）共同企業体の構成員としての実績は、当構成員の出資比率が20 パーセント以上のものに限る。
（※５） 現場代理人として従事した工事における工事成績は、申告する工事の工事開始日以前に、建設業法(昭和24 年法律第100 号)第26 条に規定された主任技術者として配置できる資格(同法第７条第２号ハに該当する者に限る。)を有していた場合に限り、加点する。
（※６）工事開始日から引渡しが完了した日までとし、工事を全面的に一時中止した期間、工場製作を含む工事において工場製作のみが行われる期間、工事検査後の後片付け期間を除く。ただし、病院等の大規模な工事で、契約工期が多年に及ぶことによって工事途中に交代した場合であっても、従事した期間が24 か月を超える場合に限り加点する。
（※７）工事成績の申告は１工事につき１件とし、主任技術者又は監理技術者と現場代理人を兼務した工事における工事成績は、重複して申告することができない。

注11)「継続学習（ＣＰＤ）の取組状況」は、入札参加申込期限日の前年度以前の直近５年間における、以下のいずれかの団体のＣＰＤ情報提供制度における学習履歴を推奨単位以上取得していることを評価する。

(建築工事の場合)

団体	推奨単位
建築ＣＰＤ運営会議（公益財団法人建築技術教育普及センター）	a ※

※建築士、建築施工管理技士分に限る。

(建築設備工事の場合)

団体	推奨単位
建築ＣＰＤ運営会議（公益財団法人建築技術教育普及センター）	a
公益社団法人日本建築士会連合会	a
公益社団法人日本建築家協会	b
一般社団法人建設業振興基金	a
一般社団法人建築設備技術者協会	c
公益社団法人空気調和・衛生工学会	d

「推奨単位」は以下のとおりとする。

ａ：12 単位／１年間、24 単位／２年間、36 単位／３年間、48 単位／４年間、60 単位／５年間のいずれか
ｂ：36 単位／３年間、48 単位／４年間、60 単位／５年間のいずれか
ｃ：105 単位／３年間、140 単位／４年間、175 単位／５年間のいずれか
ｄ：50 単位／１年間、100 単位／２年間、150 単位／３年間、200 単位／４年間、250 単位／５年間のいずれか

注12)「地域精通度」は、当該工事において本店の所在地が契約工期中に継続して指定地域内に所在することをあらかじめ申告する場合に加点する。
　「本店の所在地」は、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）の所在地とする。
　なお、指定地域は、公募型一般競争入札の入札方式による場合は「兵庫県内」、制限付き一般競争入札の入札方式による場合は、契約担当者があらかじめ指定する地域（○○市町等）とする。

当該評価項目を「本店の所在地が指定地域内にある。」として申告した受注者は、契約工期中の履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。

注13)「県内企業の下請負人活用状況」は、当該工事において県内企業を下請負人として活用すること又は県内企業が元請負人であり全て自社施工することをあらかじめ申告する場合に加点する。

「県内企業」とは、建設業の許可を受けた主たる営業所（本店）が県内に所在する者、「下請負人」とは、県から工事を受注した元請負人から当該工事の履行のために直接工事を受注した者（一次下請に限る。）とする。

当該評価項目を「下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり全て自社施工する。」として申告した受注者は、施工体制台帳を監督員に提出するとともに、その履行状況について適切な時期に確認を受けることを要件とする。